

きよせ

衆議院議員選挙特集号
最高裁判所裁判官国民審査特集号

問合せ 清瀬市選挙管理委員会事務局選挙係

☎042-492-5111(代表)または☎042-497-2561(直通)

スマートフォンなどで市報が読める
「マチイロ」のダウンロードはこちら →



衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **10月22日(日)** 投票時間 **午前7時～午後8時**



清瀬市で投票できる方

次のすべてを満たす方が清瀬市で投票できます。

- ①平成11年10月23日までに生まれた方
- ②清瀬市の選挙人名簿に登録されている方

平成29年7月9日までに清瀬市に転入の届け出をした方で、投票日まで引き続き清瀬市に住んでいる(住民基本台帳に記載されている)方。



住所を異動した方の投票は

■清瀬市に転入した方

7月9日までに清瀬市に転入の届け出をした方は清瀬市での投票となります。また、7月10日以降に清瀬市に転入の届け出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、**前住所地**で投票となります。

■清瀬市から転出した方

清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、7月10日以降に転出した方は、清瀬市の投票所で投票できます。(投票所の場所は、入場整理券に記載されています)

最近、市内で住所を変えた・変える予定の方は

9月27日(水)までに市内転居の届け出をした方 → 市内**新**住所地の投票所で投票

9月28日(木)以降に市内転居の届け出をした方 → 市内**前**住所地の投票所で投票

※清瀬市の選挙人名簿に登録されている方に限ります。



入場整理券(封書)の郵送は10月11日ごろ

10月11日(木)ごろまでに、世帯全員分の入場整理券を1つの封筒に入れて郵送します。ご自分の入場整理券を確認して、投票所へお持ちください。
※入場整理券は、受付事務をスムーズに行うためのものです。紛失したり、**届いていない場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できます**。本人確認ができるものをお持ちください。



選挙公報をお届けします

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、10月17日ごろより、全戸配布します。



あなたの投票所は

投票区	投票所建物名称・所在地	投票区域
1	清明小学校 旭が丘二丁目8-1	旭が丘二～六丁目全域
2	下宿地域市民センター 下宿二丁目524-1	旭が丘一丁目全域 下宿一～三丁目全域 中里六丁目全域
3	清瀬市役所 中里五丁目842	上清戸二丁目11～14 中清戸二・四丁目全域 下清戸二・四・五丁目全域 中里三丁目77～79、864の1～912の4 中里五丁目全域
4	生涯学習センター 元町一丁目2-11	上清戸一丁目全域 上清戸二丁目1～10 元町一丁目全域 元町二丁目1・26～28 中里三丁目1724～1732の11
5	松山地域市民センター 松山二丁目6-25	松山一丁目1～37 松山二丁目全域 梅園一丁目1
6	第七小学校 松山三丁目1-92	松山一丁目38～46 松山三丁目全域 竹丘一丁目1～7、15～17
7	竹丘地域市民センター 竹丘一丁目11-1	竹丘一丁目8～14 竹丘二丁目全域 竹丘三丁目1、10～25
8	第六小学校 梅園二丁目9-45	竹丘三丁目2～9 梅園一丁目2～4 梅園二・三丁目全域 野塩四丁目全域
9	野塩地域市民センター 野塩一丁目322-2	野塩一・二・五丁目全域
10	芝山小学校 元町二丁目16-8	元町二丁目2～25 中里一丁目692の1～746の21 野塩三丁目全域
11	中里地域市民センター 中里四丁目1301	中里一丁目1627の1～1750の11 中里三丁目913～1124の2 中里二・四丁目全域
12	第五中学校 中清戸三丁目258-1	中清戸一・三・五丁目全域 下清戸一・三丁目全域



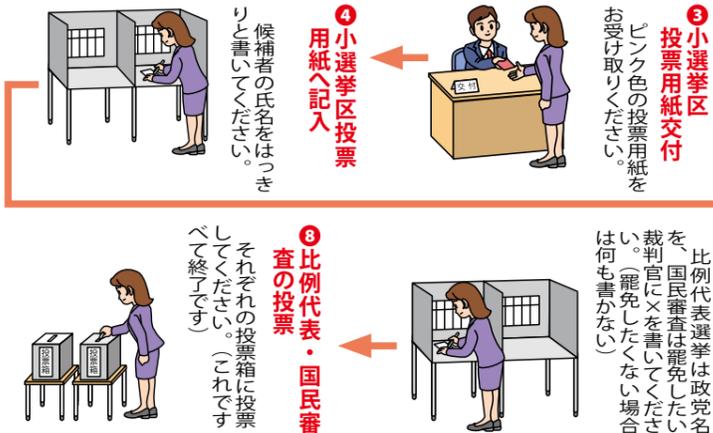
国民審査の投票のご注意

「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙には、裁判官の一覧が印刷されています。辞めさせたほうが良いと思う裁判官がいる場合は、氏名の上の欄に×を、辞めさせなくて良いと思う裁判官には何も書かず投票してください。



開票

開票は即日開票で、午後9時から市民体育館(下宿地域市民センター内)で行います。開票速報は、市ホームページでご覧いただけます。



投票手順は、このようになります。

①～⑤が小選挙区選出議員選挙の投票手順、⑥～⑦が比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票手順です。

⑤小選挙区投票
投票箱に投票してください。(小選挙区選挙は終わりです)

⑥比例代表・国民審査の投票用紙の交付
※引き続き、比例代表選挙と国民審査の投票です。

⑦比例代表・国民審査投票用紙へ記入
比例代表選挙は政党名を、国民審査は罷免したい裁判官に×を書きつけてください。(罷免したくない場合は何も書かない)



投票日に投票所へ行くことができない方は、 期日前(不在者)投票をご利用ください



仕事・旅行・冠婚葬祭・入院・出産などの理由で、投票日に投票できない見込みの方は、期日前投票や不在者投票をご利用ください。

期日前投票

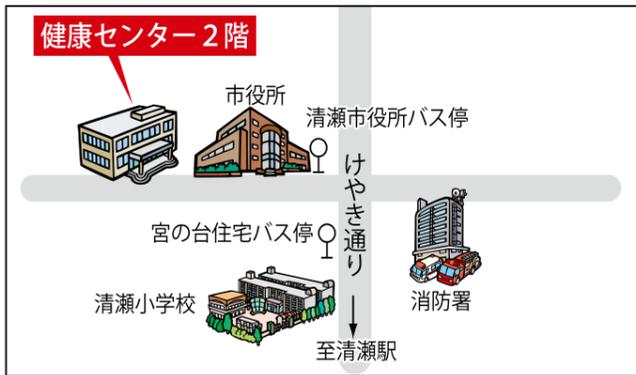
投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自分の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入のうえ、お持ちください。

生涯学習センターで投票できる時間は午後9時までになります。

※健康センターは午後8時までですご注意ください。

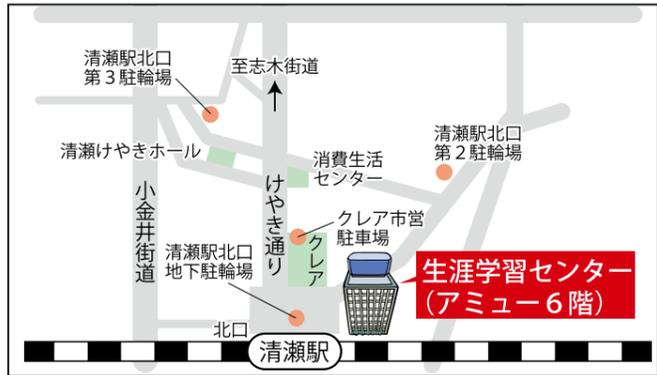
健康センター

期間 10月11日(水)～10月21日(土) (11日間)
時間 午前8時30分～午後8時



生涯学習センター

期間 10月17日(火)～20日(金) (4日間)
時間 午前9時30分～午後9時



滞在先の区市町村の不在者投票所で不在者投票

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在先の方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記の事由に該当する見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙(等)を請求します。
平成29年 月 日

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③清瀬市の住所
- ④投票用紙の送付先
- ⑤日中連絡がとれる電話番号
- ⑥不在者投票の理由
(仕事で出張中、出産のため実家へ帰っているなど)

※請求書は便せんなどを使用して左記のように作成してください(市のホームページからダウンロードすることもできます)。

【手続きの手順】

①「不在者投票宣誓書兼請求書」を清瀬市選挙管理委員会に至急郵送または持参(ファクス・メールでの提出はできません)
※住民基本台帳カードもしくはマイナンバーカードをお持ちで電子証明書を取得し、ICカードリーダーをお持ちの方は清瀬市電子申請サイトから請求することができます。
郵送先 〒204-8511清瀬市中里5-842 清瀬市選挙管理委員会事務局宛

②清瀬市選挙管理委員会からご本人の希望送付先に投票用紙を郵送

③投票用紙が届いたら、滞在先の区市町村で不在者投票

この方法は郵送によるため、日数がかかります。お早めにお手続きください。

在外選挙人証をお持ちの方へ

在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方ができる投票は、次の3つがあります。

①在外公館投票 在外公館(大使館など)に出向いて投票します。

②郵便投票 登録されている選挙管理委員会に投票用紙を請求し、郵便で投票します。

③帰国投票 一時的に帰国された方は、在外選挙人証を提示して国内の選挙人と同様に投票します。期日前投票は10月11日(水)～10月21日(土)までに健康センターで、10月22日(日)は、第3投票所(清瀬市役所)で投票できます。

お体の不自由な方へ



代理投票

お体が不自由なことなどにより、ご自分で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはありません)。投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

点字投票

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。また、「選挙公報」の音訊CDを作成しています。ご希望の方は秘書広報課☎042・497・1808へご連絡ください。

指定施設での不在者投票

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

お早めに施設の方に申し出てください。

◆市内不在者投票指定施設(全21か所)◆

- ・清瀬富士見病院
- ・織本病院
- ・山本病院
- ・複十字病院
- ・救世軍清瀬病院
- ・竹丘病院
- ・東京病院
- ・清瀬リハビリテーション病院
- ・信愛病院
- ・ベトレヘムの園病院
- ・老人保健施設 ラビアンローゼ
- ・介護老人保健施設 たけおか
- ・特別養護老人ホーム 清雅苑
- ・特別養護老人ホーム 救世軍恵泉ホーム
- ・特別養護老人ホーム 上宮園
- ・特別養護老人ホーム 信愛の園
- ・養護老人ホーム 聖家族ホーム
- ・特別養護老人ホーム 聖ヨゼフ老人ホーム
- ・東京都清瀬療護園
- ・東京都清瀬喜望園
- ・救世軍自省館

郵便等による不在者投票

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。

※この制度の利用を希望される方は、事前に清瀬市選挙管理委員会に申請が必要です。

	障害名	障害の程度			要介護状態区分
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当	被介護保険の要介護5
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	○	△	○	
	免疫・肝臓の機能障害	○	○	○	

■代理記載が可能です

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

対象となる方…上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方

問合せ 清瀬市選挙管理委員会事務局選挙係(市役所北側第2庁舎2階)
☎042・492・5111(代表)または☎042・497・2561(直通)